千早赤阪村障がい福祉計画(第7期) 千早赤阪村障がい児福祉計画(第3期) (素案)

> 令和6年·月 千 早 赤 阪 村

目 次

弗Ⅰ-	早 計画汞疋にめにつ (l
1	計画策定の背景と趣旨	1
	章がい福祉施策をめぐる動き	
	計画の位置付け	
	計画の対象	
	計画の期間 計画の策定体制	
第2	章 障がい者を取り巻く状況)
1 =	千早赤阪村の現状	5
	1) 障がい者の状況	
	2)身体障害者手帳所持者の状況	
	3) 療育手帳所持者の状況	
	4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	
	5)障がい児の状況	
	7) 障がい支援区分認定者の状況1	
第3	章 計画の基本的な考え方12	<u>/</u>
1 \$	章がい者施策の基本理念1	2
2	計画の基本方針1	2
	成果目標と活動指標1	
	1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
	5) 相談支援体制の充実・強化等1	
	6) 障がい福祉サービス等の質の向上2	
	7) 障がい児支援の提供体制の整備等2	
华 / -	- 章	2
5 4 -	早	כ
	章がい福祉サービスの利用状況と利用見込み2	
	1) 訪問系サービス	
	2) 日中活動系サービス 2	
	3) 居住系サービス	
(4	4)計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援2	ວັ

2	2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	31
	(1)理解促進研修・啓発事業	31
	(2) 自発的活動支援事業	31
	(3)相談支援事業	32
	(4)成年後見制度利用支援事業	33
	(5) 意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	34
	(6) 日常生活用具給付等事業	35
	(7)移動支援事業	36
	(8) 地域活動支援センター事業	37
	(9) その他の事業	38
3	3 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み	39
第	5章 計画の推進体制	41
第 1		
715		41
715	計画の推進	41
715	計画の推進(1)河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会(2)障がい福祉施策の総合的な推進	41 41 42
1 2	計画の推進(1)河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会(2)障がい福祉施策の総合的な推進	41 41 42 43
1 2	計画の推進(1)河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会(2)障がい福祉施策の総合的な推進	41 42 43
1 2 資 物	計画の推進(1)河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会(2)障がい福祉施策の総合的な推進	
1 2 資 1	計画の推進 (1)河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会 (2)障がい福祉施策の総合的な推進 2 計画の進捗管理 料編 千早赤阪村障がい者施策推進協議会規則 2 千早赤阪村障がい者施策推進協議会委員名簿	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズ はますます複雑多様化しており、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活で きるまちづくりが求められています。

また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、障がい者支援に関する制度や施策の充実が必要です。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、 複合的な支援を必要とするといった状況もみられることから、重層的、包括的な支援 体制の必要性も生じてきています。

国においては、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨ならびに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成に当たって、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とする「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)の見直しが行われました。

本村では、令和3年3月に策定した「千早赤阪村障がい福祉計画(第6期)及び障がい児福祉計画(第2期)」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本村の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和6年度を初年度とした千早赤阪村障がい福祉計画(第7期)及び障がい児福祉計画(第3期)を策定することとしました。

2 障がい福祉施策をめぐる動き

国が示す「基本指針」は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とするものであり、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が策定するものです。令和5年5月に国が示した基本指針の主な内容は、次のとおりとなります。

基本的理念

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応 したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保
- ⑦障害者の社会参加を支える取組

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①相談支援体制の充実・強化
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障害者等に対する支援
- ④協議会の活性化

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

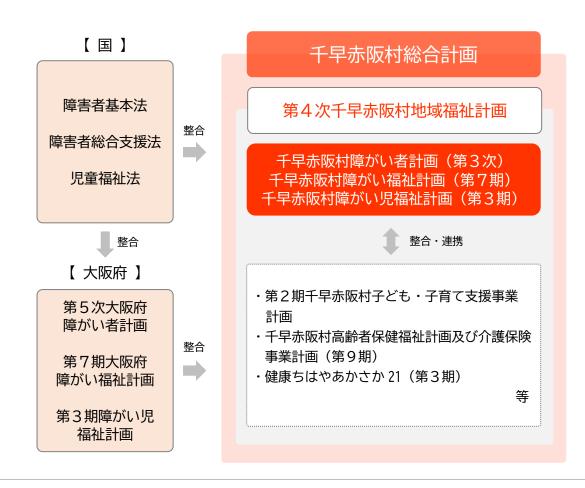
- ③地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

3 計画の位置付け

障がい者計画は、本村の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、村民、関係機関・団体、事業者、村(行政)が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、大阪府障がい者計画、大阪府障がい福祉計画及び障がい児福祉 計画並びに千早赤阪村総合計画における障がい者施策との整合性を図りました。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、高次脳機能障がい等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある人を計画の対象とします。

5 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から 8年度までの3年間を計画期間とします。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	千早赤阪村障がい者計画(第3次)							
(千早赤阪村障がい福祉計画 (第6期) ・ 「年赤阪村障がい児福祉計画 (第7期) ・ 「年赤阪村障がい児福祉計画 (第2期) ・ 「年赤阪村障がい児福祉計画 (第3期) ・ 「年赤阪村障がい児福祉計画 (第4期)							

6 計画の策定体制

策定にあたっては、障がい福祉サービスの提供実態を踏まえ、現在の事業の課題等 や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図り ました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

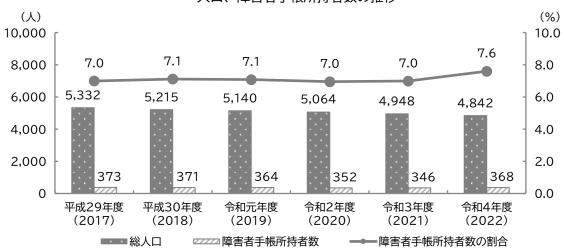
1 千早赤阪村の現状

(1) 障がい者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本村の総人口は、令和5年3月31日現在4,842人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は減少傾向が続いていましたが、令和4年度は前年度より大幅 に増加し、令和5年3月31日現在368人となっています。人口総数に占める障害者手帳 所持者の割合も、令和4年度は7.6%と大幅に増加しています。



人口、障害者手帳所持者数の推移

資料:人口は住民基本台帳(各年年度末現在)、障害者手帳所持者数は庁内調べ(各年年度末現在)

② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少が続いていましたが、令和5年3月31日現在266人と、前年度より増加しています。

また、療育手帳所持者数はほぼ横ばいとなっており、令和5年3月31日現在48人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和4年度に大幅に増加し、令和5年3月31日 現在54人となっています。

(人) 500 373 371 368 400 364 352 346 □精神障害者 32 37 42 54 39 44 43 保健福祉手帳 300 45 43 41 48 45 ◎療育手帳 200 298 289 257 266 ■身体障害者手帳 100 0 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 (2017) (2019)(2018)(2020)(2021)(2022)

障害者手帳別所持者数の推移

(2)身体障害者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和5年3月31日現在、4級の手帳所持者数が87人で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が65人となっています。また、4級、の手帳所持者数は増加傾向にあり、1級、2級、3級、の手帳所持者数は減少しています。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4年度 (2022)
1級	77	72	68	69	69	65
2級	30	27	25	23	22	22
3級	52	53	51	50	42	45
4級	90	86	84	83	81	87
5級	32	34	32	33	29	30
6級	17	17	19	14	14	17
合計	298	289	279	272	257	266

② 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、肢体不自由が147人 (55.3%)と最も多く、次いで内部障がいが83人(31.2%)となっています。視覚障 がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向、聴 覚・平衡機能障がい、内部障がいの手帳所持者数は横ばい傾向となっています。

障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
視覚障がい	12	11	12	11	9	10
聴覚・平衡機能障 がい	23	23	24	21	21	22
音声・言語・そし ゃく機能障がい	5	5	5	4	4	4
肢体不自由	178	172	162	159	144	147
内部障がい	80	78	76	77	79	83
合計	298	289	279	272	257	266

資料:庁内調べ(各年度末現在)

(3) 療育手帳所持者の状況

① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の判定別の推移をみると、令和5年3月31日現在、A判定の手帳所持者数が21人で最も多く、次いでB2判定の手帳所持者数が15人となっています。 また、B2判定の手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度は平成29年度の1.5倍となっています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
Α	22	22	20	20	20	21
B 1	11	12	12	11	13	12
B 2	10	11	11	10	12	15
合計	43	45	43	41	45	48

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 精神障害者手帳所持者の等級別推移

精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和5年3月31日現在、2級の 手帳所持者数が30人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が20人となっています。 また、1級、2級、3級の手帳所持者数についても増加傾向となっています。

精神障害者手帳所持者の等級別推移

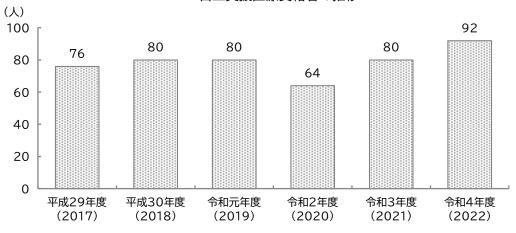
	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
1級	3	2	2	3	3	4
2級	22	25	27	26	29	30
3級	7	10	13	10	12	20
合計	32	37	42	39	44	54

資料:庁内調べ(各年度末現在)

② 自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和5年3月31日現在92人で、増加しています。

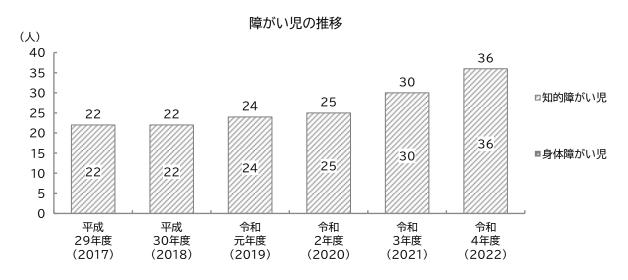
自立支援医療受給者の推移



(5) 障がい児の状況

① 障がい児の推移、推計

障がい児の推移をみると、令和5年3月31日現在、身体障がい児は0人ですが、知 的障がい児は36人で増加しています。

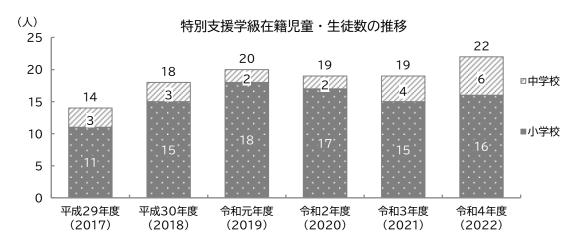


資料:庁内調べ(各年度末現在)

(6) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和4年 5月1日現在16人で、令和元年度以降横ばい傾向となっています。中学校の生徒数では、令和4年5月1日現在6人で、令和3年度以降増加が続いています。

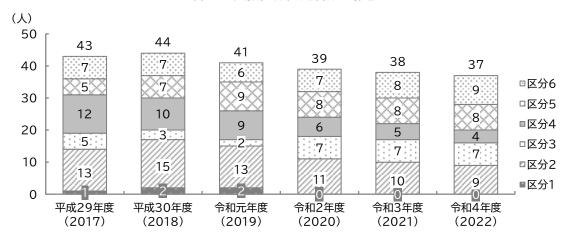


資料:大阪府「大阪の学校統計(学校基本調査)」(各年度5月1日現在)

(7) 障がい支援区分認定者の状況

① 障がい支援区分認定者数の推移

障がい支援区分認定者数の推移をみると、令和5年3月31日現在、区分2と区分6 がそれぞれ9人で最も多く、次いで区分5が8人となっています。



障がい支援区分認定者数の推移

第3章 計画の基本的な考え方

1 障がい者施策の基本理念

本村の障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた千早赤阪村障がい者計画(第3次)においては、「一人ひとりが尊重され、心豊かに暮らせる共生のむら"ちはやあかさか"」を基本理念とし、障がいのあるなしにかかわらず一人ひとりが尊重され、こころ豊かに暮らせる共生のむらをめざしています。

基本理念

一人ひとりが尊重され、心豊かに暮らせる共生のむら "ちはやあかさか"



2 計画の基本方針

本計画では千早赤阪村障がい者計画(第3次)との調和を図りながら、大阪府の基本的な考え方を勘案して、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立をめざします。

「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」

障がいの種別や程度に関わらず、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障がいのある人の自己決定を尊重し、居住場所や受ける障がい福祉サービス等の選択を支援するとともに、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の体制の整備を推進します。

「障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施」

発達障がい者や高次脳機能障がい者が障害者総合支援法の給付対象であることを周知するとともに、難病患者等の障がい福祉サービスの活用を促進します。

「地域生活移行・継続や就労支援等の課題への対応」

障がいのある人やその家族、施設・事業所職員等の地域移行への意識向上・理解促進に取り組むとともに、重度化・高齢化した場合でも本人が希望する地域での暮らしを継続できるよう必要な支援体制の確保に努めます。

また、地域生活支援拠点等の整備や卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした継続的な支援を進めます。

「地域共生社会の実現に向けた取組」

地域福祉計画との連携を図りつつ、地域の相談等を受け止め、多機関協働の中核的機能や伴走支援を担う機能を備えた相談支援や相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援、コーディネート機能や居場所の確保等の支援などを一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も検討して、地域共生社会の実現をめざします。

「障がい児の健やかな育成のための発達支援」

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児及びその家族に対し、早期の 段階から身近な地域で質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を 図るとともに、医療的ケア児に対しては、包括的な支援体制を構築します。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、 教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体 制の構築を図るとともに、地域社会への参加や包摂的(インクルーシブ)な環境づく りをめざします。

「障がい福祉人材の確保・定着」

安定的な障がい福祉サービスの提供体制を確保するために、専門性を高めるための 研修の実施、多職種間の連携等の推進ならびに障がい福祉の現場が働きがいのある魅 力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。

また、障がい福祉現場におけるハラスメント対策や事務負担の軽減・業務の効率化の取組支援を行います。

「障がいのある人の社会参加を支える取組定着」

障がいのある人の多様なニーズを踏まえて、スポーツ、文化・芸術活動を楽しむことができる環境整備を進めるとともに、様々な活動に参加する機会の確保、障がい特性に応じた情報取得・意思疎通支援やICT活用支援などに取り組みます。

3 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本村における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度 末時点の施設入所者数から5% 以上削減 (大阪府:1.7%以上削減)	令和4年度末時点(6人)から 17%削減
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度 末の施設入所者数の6%以上が 地域生活に移行	

目標値	
令和8年度末の施設入所者数	5人
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人

目標実現に向けた取組

入所・入院から地域生活を希望する障がいのある人が地域生活へ移行し、その暮ら しが継続できるように、必要な障がい福祉サービスの提供と環境の変化に応じた中長 期的な相談支援に努めます。

また、重度化・高齢化に対応したグループホームの充実など地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の確保に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	国の基本指針	設定の考え方
精神障がい者の精神 病床から退院後1年 以内の地域における 平均生活日数	精神障がい者の精神病床から退院後1年以 内の地域における平均生活日数を 325.3 日 以上を基本	国の方針に準ずる
精神病床における1年 以上長期入院患者数	精神病床における1年以上の長期入院患者 数の設定(※市内精神病床の入院患者数)	国の方針に準ずる
精神病床における早 期退院率	精神病床における早期退院率について、入院後3ヶ月時点の退院率は68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率は84.5%以上、入院後1年時点の退院率は91%以上を基本	国の方針に準ずる

目標値	
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における 平均生活日数	325.3 日以上
精神病床における1年以上長期入院患者数	6人以下
精神病床における早期退院率	3ヶ月時点:68.9%以上 6ヶ月時点:84.5%以上 1年時点:91%以上

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1 💷	1 💷	1 💷
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の 参加者数	4人	4人	4人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標 設定及び評価の実施回数	1 💷	1 🛽	1 💷
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)	0人	0人	0人

目標実現に向けた取組

精神保健に関する相談支援を充実し、地域自立支援協議会等を通じた居住支援関係者との連携の強化、地域住民との交流や当事者活動の促進、働くことの支援など地域生活全体を支援する観点で取組を進めます。

また、協議の場への当事者や家族の参画を推進して、当事者本位の地域包括ケアシステムの構築に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の機能の充実	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠ービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な制及び緊急時の連絡体制及び検討することを基本	地域自立支援協議会を活用し、地域生活支援拠点等の検証及び検討を実施

	目	標	値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証	・検言	寸		年1回以上検証・検討

·····································			
	令和	令和	令和
	6年度	7年度	8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	年1回	年1回	年1回
	以上	以上	以上

目標実現に向けた取組

地域生活支援拠点等の5つの機能について以下の取組や検討を進めます。

【相談】南河内南圏域の6市町村協同でコーディネーターを委託して設置。

【体験の機会・場】一人暮らし体験の機会づくり。

【緊急時の受入・対応】高リスク者の事前把握や受入可能事業所等との協定締結。

【専門的人材の養成・確保】研修会の実施や専門家による巡回相談。

【地域の体制づくり】障がい者の重度化・高齢化に伴う医療的な支援体制の充実。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 _____

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度における令和3年度 実績の1.28倍以上	令和8年度における福祉施設から一般就労へ移行させる人数。令和3年度実績値(0人)より地域の実情を踏まえて設定
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度における令和3年度 実績の1.31倍以上	令和8年度における就労移行支援から一般就労へ移行させる人数。令和3年度実績値(0人)より地域の実情を踏まえて設定
就労継続支援A型に おける一般就労移行 者数	令和8年度における令和3年度実績の1.29倍以上	令和8年度における就労継続支援A型から一般就労へ移行させる人数。令和3年度実績値(0人)より地域の実情を踏まえて設定
就労継続支援B型に おける一般就労移行 者数	令和8年度における令和3年度 実績の1.28倍以上	令和8年度における就労継続支援B型から一般就労へ移行させる人数。令和3年度実績値(0人)より地域の実情を踏まえて設定
就労定着支援事業の 利用者数	令和8年度における令和3年度 実績の1.41倍以上	令和8年度における就労定着支援事業の利用者数。令和3年度実績値(0人)より地域の実情を踏まえて設定
就労定着支援事業の 就労定着率	就労定着支援事業利用終了後一 定期間の就労定着率が7割以上 となる就労定着支援事業所の割 合が2割5分以上を基本	国の方針に準ずる
就労移行支援事業の 移行率【新規】	就労移行支援事業利用終了者に 占める一般就労へ移行した者の 割合が5割以上の就労移行支援 事業所の割合が5割以上を基本 (大阪府:6割以上)	国の方針に準ずる

目標値	
令和8年度における一般就労移行者数	1人 (100%)
令和8年度における一般就労移行者数(就労移行支援)	1人 (100%)
令和8年度における一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人 (100%)
令和8年度における一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人 (100%)
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人 (100%)
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率	70%
令和8年度における就労移行支援事業の移行率	50%

目標実現に向けた取組

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会 就労支援部会を中心に取組を進めます。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組	令和8年度末までに、各市町村 において、基幹相談支援センタ ーを設置	国の方針に準ずる(設置済み)
の実施体制	協議会における個別事例の検討 を通じた地域サービス基盤の開 発・改善等	国の方針に準ずる

	目標値	
相談支援体	は制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	継続

·····································			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センター設置の有無	有	有	 有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な 指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1 回	1 回	1 🛮
個別事例の支援内容の検証【新規】	1 回	1 回	1 🛮
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置 【新規】	1人	1人	1人
地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施【新規】	1回 1か所	1回 1か所	1回 1か所
地域自立支援協議会の専門部会の設置【新規】	1 部会 1 回	1 部会 1 回	1 部会

目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置して、総合的・専門的な相談支援体制を構築し、地域の相談支援事業者への助言や人材育成等の支援を強化します。

また、地域自立支援協議会における事例検討を通じて、困難事例への対応などの情報を共有するとともに地域におけるサービス資源の開発・連携に結びつけます。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上 を図るための取組み に係る体制の構築	令和8年度末までに、自立支援審 査支払等システム等を活用し、請 求の過誤を無くすための取組や 適正な運営を行っている事業所 を確保する取組等により、障がい 福祉サービス等の質を向上させ るための取組を実施する体制を 構築	国の方針に準ずる(構築済み)

目標値	
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	継続

活動指標			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
大阪府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その 他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を 共有する体制	無	無	無
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の 共有	1 🛭	1 📵	1 🛭

目標実現に向けた取組

各種研修への参加などを通して、障がい者福祉に関する制度の理解や知識の蓄積に 努めるとともに、大阪府や指定障がい福祉サービス事業者の指導担当部局との連携を 密にし、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センタ 一の設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること	設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに、全ての市町村において障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制を構築	構築済み
重症心身障がい児を 支援する児童発達支 援事業所及び放課後 等デイサービス事業 所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置	圏域での確保に向けて検討
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の活性化	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネータ 一の配置	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを福祉関係、医療関係各1名以上配置	圏域でコーディネーターの配置

目標値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1 か所
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援 事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1 か所
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーター の配置	2人

活動指標									
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度					
医療的ケア児支援のためのは	1か所	1か所	1か所						
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置数	福祉関係	1人	1人	1人					
	医療関係	1人	1人	1人					

目標実現に向けた取組

児童発達支援センターでは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその 家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核 的な療育支援施設としての機能を発揮して障がい児支援の充実に努めます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、 南河内圏域での確保に向けて取り組みます。

医療的ケア児に対しては、南河内圏域における協議の場を通じて、コーディネーター の配置や保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援体制を強化します。

第4章 障がい福祉サービス等の見込み

1 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1)訪問系サービス

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、 洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援 助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に 介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排 せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や 助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に 行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に 生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介 護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等の サービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み(1月当たり)(全体)

		実績				見込み	
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人	13	14	13	13	15	14
(ホームヘルプ)	時間	718	748	740	772	937	924
手中計明人業	人	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	2	1	1	1	1	1
	時間	49	57	55	56	58	59
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
打割抜碳	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括	人	0	0	0	0	0	0
支援	時間	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

② 必要な量の見込み(1月当たり)(障がい種別)

	W//I	身体障がい者				知的障がい者		
サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
居宅介護	人	5	6	6	4	5	5	
(ホームヘルプ)	時間	375	479	509	219	273	271	
手庇計明 人誰	人	0	0	0	0	0	0	
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0	
同 仁怪誰	人	1	1	1				
同行援護	時間	56	58	59				
∕二毛-h+平=推	人				0	0	0	
行動援護	時間				0	0	0	
重度障害者等包括	人	0	0	0	0	0	0	
支援	時間	0	0	0	0	0	0	

	,	精	神障がい	者		障がい児	
サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人	4	4	3	0	0	0
(ホームヘルプ)	時間	178	185	144	0	0	0
重度訪問介護	人	0	0	0			
里皮切问月霞	時間	0	0	0			
同行援護	人				0	0	0
191] 1友設	時間				0	0	0
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
打割抜機	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- 一人ひとりの障がい特性やニーズ、同性介護への配慮等に対応できるサービス供給基盤の整備・充実のために、利用者ニーズを的確に把握し、必要に応じて村外のサービス提供事業所とも調整を図り、サービス提供に努めます。
- 障がいのある人やその家族のニーズを反映したサービス等利用計画を作成し、適 切なサービス内容及び量を提供するため、相談支援事業所との連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス _______

サービス名	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、 障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、 作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言 等の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労選択支援 【新規】	障がいのある人の希望する職種や労働条件、必要な合理的配慮、本人の能力や適性をアセスメントにより確認した上で、本人に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担う新しいサービスです。本制度は、令和7年10月施行予定となっています。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産 活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、 生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う サービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設 の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援しま す。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み (1月当たり) (全体)

			実績		見込み			
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
生活介護	人分	19	17	15	14	14	13	
工冶기碳	人日分	197	219	210	202	210	203	
自立訓練	人分	2	1	0	0	0	0	
(機能・生活訓練)	人日分	22	11	0	0	0	0	
就労選択支援	人分					0	0	
【新規】	人日分					0	0	
就労移行支援	人分	3	2	2	2	2	2	
- 水力物1.J ×1友	人日分	8	15	8	7	6	6	
就労継続支援	人分	2	2	1	1	1	1	
(A型)	人日分	7	15	1	1	1	1	
就労継続支援	人分	16	16	15	16	17	17	
(B型)	人日分	157	167	165	176	186	185	
就労定着支援	人分	0	0	0	0	0	0	
療養介護	人分	0	0	0	0	0	0	
短期入所	人分	4	3	3	3	3	3	
短州八川	人日分	32	23	45	49	53	56	

※各年度3月分まで(※令和5年度は見込)の1月当たり平均

② 必要な量の見込み (1月当たり) (障がい種別)

		身	体障がいる	首	知的障がい者			
サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
生活介護	人分	9	9	8	5	5	5	
土冶기량	人日分	122	125	113	80	85	90	
自立訓練	人分	0	0	0	0	0	0	
(機能・生活訓練)	人日分	0	0	0	0	0	0	
就労選択支援	人分		0	0		0	0	
【新規】	人日分		0	0		0	0	
就労移行支援	人分	0	0	0	0	0	0	
机力物11义版	人日分	0	0	0	0	0	0	
就労継続支援	人分	0	0	0	0	0	0	
(A型)	人日分	0	0	0	0	0	0	
就労継続支援	人分	0	0	0	9	10	10	
(B型)	人日分	0	0	0	100	109	107	
就労定着支援	人分	0	0	0	0	0	0	
療養介護	人分	0	0	0	0	0	0	
短期入所	人分	1	1	1	2	2	2	
▼立 が 1/√下川	人日分	22	24	25	27	29	31	

		精	青神障がい ね	皆		障がい児	
サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人分	0	0	0			
土冶기設	人日分	0	0	0			
自立訓練	人分	0	0	0			
(機能・生活訓練)	人日分	0	0	0			
就労選択支援	人分		0	0			
【新規】	人日分		0	0			
就労移行支援	人分	2	2	2			
机刀的11又扳	人日分	7	6	6			
就労継続支援	人分	1	1	1			
(A型)	人日分	1	1	1			
就労継続支援	人分	7	7	7			
(B型)	人日分	76	77	78			
就労定着支援	人分	0	0	0	0	0	0
療養介護	人分	0	0	0	0	0	0
短期入所	人分	0	0	0	0	0	0
トロポロノトドリ	人日分	0	0	0	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- 障がいのある人やその家族のニーズを反映したサービス等利用計画を作成し、適切なサービス内容や量提供のため、相談支援事業所との連携を図ります。
- 施設等へ通所する障がい者の移動手段の確保のため、事業所への送迎体制整備の 働きかけや、地域生活支援事業等の積極的な周知や利用促進に努めます。
- 介護者が病気等になったときに対応できるよう、短期入所サービスを確保します。
- 就労移行支援事業、就労継続支援等については、河南町、太子町及び千早赤阪村 障がい者地域自立支援協議会 就労支援部会において、就労に関する地域課題の共 有と連携を進め、ニーズをふまえた基盤の整備・充実を促します。

(3)居住系サービス

サービス名	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入 浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援 を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や 随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み(1月当たり)(全体)

サービス名			実績			見込み	
	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	人	4	5	6	7	8	8
施設入所支援	人	6	6	6	6	6	5
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(※令和5年度は見込)の1月当たり平均

② 必要な量の見込み (1月当たり) (障がい種別)

サービス名		身	体障がい	者	知的障がい者			
	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
共同生活援助	人	2	3	3	1	1	1	
施設入所支援	人	3	3	3	3	3	2	
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0	

		精神障がい者				
サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
共同生活援助	人	4	4	4		
施設入所支援	人	0	0	0		
自立生活援助	人	0	0	0		

③ 見込量確保の方策

- 共同生活援助 (グループホーム) については、施設等から地域生活への移行を促進するため、今後さらに需要が見込まれることと、高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型などのグループホームの整備・充実に努めます。
- 施設入所者に対しては、地域移行に向けて、地域におけるサービスの利用が円滑 に進むよう配慮します。
- 障がいのある人の重度化・高齢化にも対応し、親亡き後の生活も支えられるよう に、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な 障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 _____

サービス名	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住 居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、 緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み(1月当たり)(全体)

サービス名			実績		見込み			
	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
計画相談支援	人	21	22	23	26	28	29	
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0	
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0	

※各年度3月分まで(※令和5年度は見込)の1月当たり平均

② 必要な量の見込み(1月当たり)(障がい種別)

サービス名		身	体障がい	者	知的障がい者			
	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
計画相談支援	人	9	9	10	10	11	11	
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0	
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0	

		精	神障がいる	者	障がい児		
サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人	7	8	8	0	0	0
地域移行支援	人	0	0	0			
地域定着支援	人	0	0	0			

③ 見込量確保の方策

- サービスの支給決定時に先立ち、必要な人には相談支援専門員による「サービス 等利用計画」が必ず作成されるように努めるとともに、利用者の生活状況を定期 的に確認の上、必要に応じて見直されるよう促します。
- 基幹相談支援センターの主任相談支援専門員を中心に、相談支援を行う人材の育成支援、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や助言の実施の他、利用者や地域の障がい福祉サービス及び地域相談支援等の実情を把握し、相談支援事業所の充実のため、必要な施策に取り組みます。

2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	概要
理解促進研 修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名			実績		見込み		
	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施 有無	無	無	無	無	無	無

※令和5年度は見込

② 見込量確保の方策

○ 障がいのある人等の理解に向けて、啓発活動等の実施等について検討をしていき ます。

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	概要
自発的活動支 援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名		実績			見込み		
	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施 有無	無	無	無	無	無	無

※令和5年度は見込

② 見込量確保の方策

○ これまで実績はありませんが、引き続き障がいのある人等の当事者活動をはじめ、 その家族、地域住民等による自発的な取組の支援を実施していきます。

(3)相談支援事業

サービス名	概要
障がい者相談 支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。
基幹相談支援 センター等機 能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置することや、基幹相談支援センターが障がい者相談事業所等に対する助言、情報提供等の支援を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の 手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられ るよう調整を行います。

① 必要な量の見込み

		実績			見込み			
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
障がい者相談支援事 業	箇所	3	3	3	3	3	3	
基幹相談支援センター	実施 有無	有	有	有	有	有	有	
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施 有無	有	有	有	有	有	有	
住宅入居等支援事 業(居宅サポート 事業)	実施有無	無	無	無	無	無	無	

※令和5年度は見込

② 見込量確保の方策

○ 基幹相談支援センターの機能強化に努め、地域の相談支援事業所やサービス提供 事業所との連携強化や人材育成を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	概要
成年後見審判 請求事業	身寄りがないなどの理由で親族等による法定後見の申し立てができない知的 障がい者や精神障がい者に対して、親族等に代わって、村が家庭裁判所に申 し立てを行い、申し立てに必要な費用の一部または全部を負担します。
成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する 研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構 築等を行います。

① 必要な量の見込み (年間)

	単位	実績			見込み		
サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見審判請求 事業	人	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後 見支援事業	実施 有無	無	無	無	無	無	無

※令和5年度は見込

② 見込量確保の方策

■成年後見審判請求事業

○ 今後も継続して、必要に応じて成年後見審判請求事業が活用されるよう、情報発信と啓発に努めます。

■成年後見制度法人後見支援事業

○ 今後のニーズや状況に応じて実施等の検討をしていきます。

(5) 意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)

サービス名	概要
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	聴覚や音声一言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声一言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

① 必要な量の見込み (年間)

			実績		見込み		
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	件	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	8	8	8
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

② 見込量確保の方策

○ 聴覚に障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者派遣事業を引き続き実施します。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス名	概要
介護·訓練支 援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援 用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支 援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報·意思疎 通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援 用具	ストマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作 補助用具	障がい者の居宅生活活動等を円滑にする用具(設置に小規模な住宅改修を 伴うもの)

① 必要な量の見込み (年間)

			実績			見込み		
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護訓練支援用具	件	0	0	4	1	1	1	
自立生活支援用具	件	0	1	1	1	1	1	
在宅療養等支援用具	件	0	1	1	1	1	1	
情報・意思疎通 支援用具	件	0	1	1	1	1	1	
排泄管理支援用具	件	174	160	150	155	160	164	
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	件	0	0	1	1	1	1	

※令和5年度は見込

② 見込量確保の方策

- 利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 障がいの程度に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進に努めます。

(7)移動支援事業

サービス名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

① 必要な量の見込み(年間)(全体)

サービス名		実績			見込み		
	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援	人	8	9	10	10	12	12
	時間	613	1,030	1, 475	1,514	1,639	1,633

※令和5年度は見込

② 必要な量の見込み (年間) (障がい種別)

サービス名		身体障がい者			知的障がい者		
	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援	人	3	4	4	5	5	5
	時間	15	20	20	1, 249	1, 244	1, 238

サービス名		精神障がい者			障がい児		
	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援	人	2	3	3	0	0	0
	時間	250	375	375	0	0	0

③ 見込量確保の方策

- 利用ニーズの増加に対応できるようサービス提供事業者の体制の充実及び新た な事業者の参入の促進に努めます。
- 障がいの特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るようサービス 提供事業者へ働きかけます。

(8) 地域活動支援センター事業

サービス名	概要
地域活動支援 センター機能 強化事業	障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の 促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

① 必要な量の見込み (年間)

		実績			見込み		
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センタ	箇所	1	1	1	1	1	1
一事業	人	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は見込

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の社会参加の促進及び地域生活の支援に努めます。
- 地域活動支援センターの相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

(9) その他の事業

サービス名	概要
日中一時支援 事業	日中、障がいのある人等に活動の場を確保し、障がいのある人等を日常的 に介護している家族の支援を行います。
社会参加促進事業	障がいのある人の体力増強、交流の機会等の提供や、点訳、音声訳等による情報提供及び自動車改造の必要な費用の一部助成等により障がい者の社会参加を支援します。

① 必要な量の見込み(年間)

			実績		見込み		
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	日	0	0	0	1	1	1
社会参加促進事業	人	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込

② 見込量確保の方策

■日中一時支援事業

○ 必要な人の利用につながるよう、サービスの情報発信に努めます。

■社会参加促進事業

○ 要望が無いため、以降3年間については実施予定無しとしますが、要望があれば 必要に応じて、事業の実施を検討します。

3 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適 応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発 達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問 支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援 等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を 行います。
障害児相談支 援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス 利用に関する意向を反映した障がい児支援利用計画案を作成します。ま た、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行 います。

① 必要な量の見込み(1月当たり)

		実績			見込み		
サービス名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人分	8	7	8	9	9	10
九里尤连又版	人日分	75	71	75	90	96	113
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
区原空汽里光建义版	人日分	0	0	0	0	0	0
歩無然空ニノサービフ	人分	19	26	33	37	41	41
放課後等デイサービス	人日分	191	234	210	210	203	196
保育所等訪問支援	回数	14	16	20	25	25	25
居宅訪問型児童発達支援	回数	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	回数	28	35	37	45	46	46
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(福祉関係)	人	0	0	0	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数(医療関係)	人	0	0	0	1	1	1

※各年度3月分まで(令和5年度は見込)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 児童発達支援センターの有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児通所施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての機能を発揮して障がい児支援の充実に努めます。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児に対しては、南河内圏域でのサービス事業所の 確保と南河内圏域における協議の場を通じて支援体制を強化します。
- 千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画に留意し、関係施策と連携を図りながら、 様々な特性を持った子どもが健やかに成長するような支援事業体制の確保を進め ます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1)河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会

① 協議会の位置づけ

障害者総合支援法第89条の3の規定により、地方公共団体は、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならないとされています。また、この協議会は、関係機関等が地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされています。本村では、この法律に基づき、河南町、太子町と合同で河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会を設置しています。

② 協議会の役割について

行政や相談支援事業者それぞれだけでは解決が難しい課題やニーズに対して、地域 自立支援協議会は、それらの課題等を地域全体で検討し、改善・解決するため困難事 例への対応のあり方に関する協議や調整、発達障がい者支援センターや高次脳機能障 がい支援拠点、難病相談支援センター等との連携などに取り組んでいます。

○協議会の役割

- ・障がい者等の実態把握
- ・運営状況に対する評価
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・発達障がい者支援センターや高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター 等との連携
- ・支援体制の構築、改善
- ・地域の社会資源の開発、改善、評価
- ・相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ・医療的ケア児の支援体制の整備
- ・その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(2) 障がい福祉施策の総合的な推進。

① 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

② 国、大阪府、近隣自治体との連携

本計画の内容は、千早赤阪村単独で対応できないものも含まれています。国、府の 事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、よ り効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、 きめ細やかなサービスの提供に努めます。

③ 専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保を進めます。

④ 財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、府に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果 を踏まえた上で、取組の充実・見直しを検討する等、本計画を計画的かつ円滑に推進 することが重要です。

計画の進捗管理にあたっては、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」を確立し、計画のすみやかな実行を図るとともに、本計画の進捗状況を定期的に評価・検証し、実効性のある計画をめざします。

従来の実績や将来の予測 実施が計画に沿って いない部分を調べて などを基にして業務計画 を作成する 改善する 計画 改善 Action Plan Check Do 評価 実行 業務の実施が計画に 沿っているかどうかを 確認する 計画に沿って業務を行う

PDCAサイクルのイメージ

43

1 千早赤阪村障がい者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、千早赤 阪村附属機関に関する条例(平成25年千早赤阪村条例第1号)で設置した障がい者施策推進協議会 (以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、本村における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議を行うものとする。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、障がい者及び障がい者団体の代表者、関係行政機関の職員のうちから村長が委嘱する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合に選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、村長が別に定める。 附 則 (施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (招集の特例)
- 2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が行う。

2 千早赤阪村障がい者施策推進協議会委員名簿

令和5年11月1日現在

区分	所属等	役職等	氏名
関係行政機関	河内長野公共職業安定所	所 長	立石 暁郎
	大阪府富田林保健所	地域保健課長	橋本 弘子
社会福祉及び公的団体	千早赤阪村区長会	会 長	山本 庄一郎
	千早赤阪村民生委員児童委員協議会	会 長	土井 典子
	千早赤阪村社会福祉協議会	会 長	川邊清
医療関係	千早赤阪村国民健康保険診療所	管理者	新 鞍 誠
障がい福祉団体	手をつなぐ親の会	会 長	山野 登司子
福祉施設従事者	特定非営利活動法人こごせ会 山ゆり作業所	所 長	辻脇 福太郎
	障害者支援施設・科長の郷	施設長	中 山 崇
	障害者支援施設 草笛の家	理事長	越前谷 靖衛
	特定非営利活動法人ちはや子どもサポート	管理責任者	峯上 尚美

4 用語集

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児 童のこと。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・ 提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的 な役割を担う機関。

グループホーム

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談 や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を受けることができる。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者 差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公 共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者 施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、 平成28年4月に施行された。正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がい者および障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は 社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業 その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障 がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域 社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成25年4月に障害者自立支援法から改正され た。正式名称:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進すること を目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、府 知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認 定される。

精神障がい者

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人(発達障がいを含む)。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいにより、長期にわたり日常生活、社会生活に制約のある人を対象に交付される手帳。 障がいの程度により、1級から3級に認定される。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

【た行】

地域活動支援センター

地域活動支援センター I 型からⅢ型まである。 I 型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成される。

地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

知的障がい者

知的機能の障がいが未発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別の援助を必要とする状態にある人。

特別支援教育

障がい(発達障がいを含む)のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を 高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては 経済的・精神的な負担が大きくなる。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

【や行】

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆 記通訳者のこと。話すスピードが書く(入力する)スピードを上回り、すべてを文字化するこ とはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ら行】

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示(大阪府)は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。

リハビリテーション

医学的なリハビリテーション(社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練)にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

千早赤阪村障がい福祉計画(第7期) 千早赤阪村障がい児福祉計画(第3期)

発行年月:令和6年3月

発行:千早赤阪村

編集:千早赤阪村 健康福祉部 福祉課

〒585-8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

TEL: 0721-72-0081 (代表)

FAX: 0721-70-2021